

動物公園動物標本教材貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市動物公園（以下「動物公園」という。）において管理している動物標本教材（以下「標本教材」という。）の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出し対象標本教材)

第2条 この要綱に基づき貸出しを行う標本教材は、動物公園が所有する動物実物標本並びに動物レプリカ標本のうち、外部貸出しを行う対象として指定したものに限定する。

2 動物公園長は、貸出し対象とする標本教材を別表1のとおり事前に指定するものとする。

(対象団体等)

第3条 動物公園長は、標本教材を教育を目的に使用する次の各号のいずれかに該当する団体等に貸出すものとする。ただし、動物公園管理事務所で対面にて受け渡しが可能である団体に限る。

- (1) 学校教育法に定める団体
- (2) その他、動物公園長が特に必要と認める団体等

(貸出し手続)

第4条 標本教材の貸出しを受けようとする者は、貸出しの1週間前までに「骨格標本・模型借用依頼書」(様式1)を動物公園長に提出し、許可を得なければならない。

(貸出し期間)

第5条 教材の貸出し期間は、最長2週間とする。ただし、教材の貸出しを受けたもの(以下「使用者」という。)があらかじめ動物公園長の承認を得た場合は、この限りではない。

2 動物公園長は標本教材の利用希望の繁忙期などを加味し、前項の範囲内で貸出し期間を指定することができる。この場合事前に公表するものとする。

(転貸・譲渡の禁止)

第6条 使用者は、貸出しを受けた標本教材を転貸又は譲渡してはならない。

(物品の管理)

動物公園動物標本教材貸出要綱

第7条 使用者は、貸出しを受けた標本教材の使用方法を厳守し、使用理由に従って使用しなければならない。

(損害又は紛失の届出)

第8条 使用者は、貸出しを受けた標本教材を損傷又は亡失した場合は、速やかにその旨を「借用標本教材事故報告書」(様式2)により動物公園長に届け出なければならない。

2 前項の損傷又は亡失が生じたときは、使用者は、原状回復もしくは現物による弁償をしなければならない。

(費用の負担)

第9条 標本教材の貸出し料は無償とする。

(貸出し中止)

第10条 動物公園長は、使用者が貸出し期間中に本要綱に違反し、その他特に必要と認めるときは返還させることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、千葉市物品会計規則にあるものを除き動物公園長が別に定めるものとする。

附則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 貸出し標本教材リスト

【頭骨】レプリカ標本					
ライオン		ブチハイエナ		オオカミ	
番号	M-0100	番号	M-0101	番号	M-0102
英名	Lion	英名	Spotted hyena	英名	Wolf
学名	<i>Panthera leo</i>	学名	<i>Crocuta crocuta</i>	学名	<i>Canis lupus</i>
ウマ		アカゲザル		カピバラ	
番号	M-0105	番号	M-0104	番号	M-0106
英名	Horse	英名	Rhesus macaque	英名	Capybara
学名	<i>Equus ferus caballus</i>	学名	<i>Macaca mulatta</i>	学名	<i>Hydrochoerus hydrochaeris</i>
【頭骨】標本（本物）					
ニホンザル頭骨標本					
番号	M-0103				
英名	Japanese macaque				
学名	<i>Macaca fuscata</i>				
前肢骨標本セット（本物）					
哺乳類前肢骨標本セット					
番号	M-0107～M-0111				
動物種	ウシ・ブタ・ヒツジ・イヌ・ネコ				
ヒトのレプリカ標本					
ヒトの可動型上肢模型			ヒトの足関節・靭帯付模型		
番号	M-01012		番号	M-01013	
英名	Human		英名	Human	
学名	<i>Homo sapiens</i>		学名	<i>Homo sapiens</i>	

様式1 借用依頼書

様式2 借用標本教材事故報告書